

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(毎日新)1993年12月1日 全国民闘連ニュース 第83号(1)

全国民闘連ニュース

第82号

1993年

10月1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ☎537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
☎210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



天理大学民族差別集団暴行事件

第3回事実確認会開かれる

天理大学民族差別集団暴行事件

第3回事実確認会開かれる

この問題が明らかになってから、早くも半年が過ぎた。これまで2回の実事確認会を通して、暴行に至るまでの内容については確認が済まされた。しかしながら、私達が指摘するまでこの事件が大きな問題として取り上げられなかったのはなぜなのか、また、当事者の丁真一君に対して大学側が何もしてこなかったのはなぜなのか、多くの疑問点が残されていた。その疑問を明らかにするために第3回事実確認会に挑んだ。

(1993年9月30日天理教庁舎講堂)

学長の答弁

第3回確認会の冒頭、寺沢代表より「1・2回の確認会を通して私達は、大学当局の受け止め方があまりにも不誠実なように思えてなりません。単に11人の学生の差別に対する認識の欠如というだけでかたづけることのできない問題で、今回の究明を一つ一つていねいに果たしていく中で、私達も学びたいと思います。」と挨拶を行った。

これに対する学長の回答は、学生に『天理大学広報』で知らせる。寮の伝統が形骸化し、上級生の支配体制が自治の限界を越えている。大学の教育の内容が問われている、などこれまでの答弁をくりかえし、大学は気付かなかっただけという責任回避の姿勢だった。また、学生部長も、当日大学が用意した中身の無い資料説明に終始した。

寺沢代表「事件のあと丁君の家を訪問していませんね。」

学長「していません。」

寺沢代表「1回目の訪問のとき責任の一端が丁君にもあるような雰囲気では対応したことはいえないでしょ。その後確認会で色々な事実が明らかになってから学長、再度の訪問を指示されましたか？言葉では“ざんきの至りであります”といくらでも飾れますが実態はこれなんです。学長自信がお話し、お詫びもし、これからのことを相談もしたいという気持ちはなかったのですか。」

学長「もちろんありました。」

寺沢代表「では、なぜ表されなかったのですか。大学の非を認めながら、色々あるだろうから行かない、それでは誠実という言葉が泣きます。」



大学広報の内容についての質疑

「天理大学広報」(93年9月10日・特別号)の国際文化学部朝鮮語学科平木教授『在日韓国・朝鮮人の人々を真摯に理解しよう』の文中に以下の内容の文章表現があった。

「在日韓国・朝鮮人が日本のなかで帰化をしないで生き抜いている人たちである…(中略)…日本人だけが人権を保障されてそれにひたりきっているのではないか…」の部分について、①被差別部落や「障害」者のことを考えていない。②「帰化」した人の人権が守られているのか。

また、保護者の会金光子代表から、①これは、「帰化」を奨励しているとしたかと思えない。②1世紀前の朝鮮人観で書か

れている。③事務折衝の日に出来上がった「広報」を見て、学生の差別意識を助長するので、配布しないで下さいと申し入れてたではないですか。と指摘。

これに対し、平木教授の「たしかに勉強不足でした」との答弁に、会場から「朝鮮学科の主任が、そんな認識では許せない」などの声が飛んだ。

このあと、天理大学同和問題研究室(同研)に対する質問と答弁、①寮での研修会の講師に同研の内山教授に講師依頼をしておきながら、一方的に寮主任の話に変えたこと、②「天理大学広報」の記事は、山田教授(同研主任)のものが平木教授のものに差し替えられたこと、が明らかになり、学長の「今回の事件の取り組みについて一つの方に意見をまとめかねている現状が学内を混乱させている」という答弁にみられるように、ここ



にきていまだに学内で一つになって真相の究明にあたれていないことが明らかになった。

このあと、学生部長が「現在天理大学の学生で丁真一君を悪く思っている学生はいない」と発言したとき、会場の学生から「それはウソです、丁真一が悪いと思っている学生の方が多い」と反論が出るなど、大学側の状況認識の低さが露呈した。

寺沢代表は、「この『天理大学広報』は、人権水準を表わしているので全国配布して日本中の大学からいっぺん笑われたらいい。御前の息子が悪いという感じの家庭訪問をしたり、このような対応を含めて、天理教団はどう感じられますか。」と天理教団の姿勢を問いかけた。

天理教表統領の見解

畑林天理教表統領「確認会に同席させていただいて、まず思いましたことは、ど

うして同じ思案になれんのだろうかということです。今、指摘いただいている大学広報についても事前の話し合いでの約束を大学がなぜ守れなかったのかと感じます。代表の言われた通り私たちの信仰の根源にかかわる問題です。教祖の「陽気ぐらし(※)」を否定するものと言えます。

※陽気ぐらし

天理教の信仰生活上の教え。

「学生部長・学長から丁君と11人の学生の関係が極めて良好だと報告があったのですが、どの点に確信を持って言えるのか、納得できる説明をお願いします。」という寺沢代表の質問に対して学生部長は学生部作成の当日資料による中身のない答弁をするだけであった。

続いて会場から「平木教授の文章を読んで、天理教の韓国布教との関係を思い出した。1922年韓国に天理教の布教師養成校をつくり、朝鮮人にも道を開いたが、それには教育勅語を含む日本語によるテストがあった。民族を否定した上での韓





国布教だったことの反省のないままで済ませている天理教の姿勢に問題がある。」という指摘が出た。

これに対し表統領は、「韓国布教のありようについての、ご指摘の事実はあったと承知しています。戦争に協力した、帝国主義の手先になったという具体的事実がなかったとはもうしません。丁君ははじめ韓国の皆様に申し訳ない事情を引き起こしたことは、本教の根幹に係わることに受け止めさせていただいております。」という返答に留まった。

大学側の処分の問題点

徐正禹事務局長「今回の発端は何だったのか、なぜ譴責処分(※)なのか、ただ一つ言ったことは“事後指導を続ける”ということだったのに、何もできていない。放っておけばまた同じことを繰り返す。現状に至ったのは、最初にウソをついたからだ。ウソにウソを重ね、メンツ

を守るためだけにここまで来た。寮主任！丁君の家は経済的にどうだった。母親一人で苦労して大学にやったのに、大学に迷惑をかけたとまで言われたままで、頑張れるか。学校をやめざるをえない。刑事事件にしなかったのは大学を信頼したからだ。あの嘆願書・反省文の内容が嘆願・反省になっていなかったことは最初からわかっていたはず。それが、提出されてすぐに処分が出されるのはあまりにも出来過ぎているのではないか。」

続けて、徐事務局長は当日会場に参加していた11名の学生に対して「勇気を持ってほしい。本当はこうやった、と言って欲しい。いつまでも待つから言って欲しい」と訴えたが、寮の上回生が11名の学生を取り囲むように座っていたため、発言者は出てこなかった。

※譴責処分

岩波書店『広辞苑』では、過失などをきびしくとがめせめることとなっているが、天理大学の場合口頭注意で済ませた。

ちなみに、天理大学の学生の処分については、退学、停学、譴責処分となっている。

丁君宅訪問の真意は？

徐正禹事務局長「寮主任！丁君の家に何しにいった？目的は？」

寮主任「おわびに行きました。それだけです。」

徐正禹事務局長「では、なぜ丁君が後から、母親におこられることになるのか。11名も悪いが、丁君も悪いという気持ちがあり、五分五分というつもりで話に行ったからではないのか。寮主任は誰の指示でもなく寮の判断で訪問したというがそれを信じたとして、では大学はいつあやまりにいった？」

以上の質問には答えられず、当初から問題を押さえ込もうとする姿勢であったことなど、大学側の不誠実な姿勢が浮き彫りになった。

天理教啓発委員会を窓口

畑林表統領「この上は、私どもで組織してきました啓発委員会で直接、真実の心をもって皆様方の声に答えさせていただき道を選ばせていただければと思います。それで良いということであれば、当面の天理大学関係者共に天理教団の啓発委員会が窓口として、この問題にとりくましていただきたいと思います。」

この表統領の決断を共闘会議としても受け入れ、再度この問題真実を明らかにするための調査を進めて行くことを約束させた。

※啓発委員会：表統領のもとにあ
「定詰会議」という役員会議の
委員会で、表統領室長、天理教
和推進委員長・事務局長、定詰
議役員11名で構成。

最後に寺沢代表より、「時間をとっていただきながら、疲ればかりが残るようでは残念な思いです。処分されるのは学生ではなくて、そちらの方ではないかと思っています。徐事務局長から、丁君がこれからどうなるかという大事な話がありました。一緒にひたいを寄せてかんがえていく気持ちをお持ちいただきたいと思います。これまで大学長を軸に3回の確認会を持ってきましたが、何ら解決していないことを確認し、次回からは、より私たちが信頼できるところとお話できるのではないかという期待をもち、今後の事務折衝でつめていただきたいと思います。本日はどうもごくろうさまでした。」と締めくくられた。



署名のお願い

<天理大学>

前々号のニュースでもお願いしましたが、再度「天理大学民族差別集団暴行事件の真相究明を求める署名」をお願いします。今号でお知らせしたとおり、事件発生から半年以上もたってようやく天理教団が決断し、真相の究明にむけて本格的な調査が進みそうです。

しかしながら予断は許しません。これまでも、確認会にむけた事務折衝の場において、今回は正直にすべてを明らかにすると約束しておきながら、確認会の場では、一向に事実を隠すという態度でした。

第4回の確認会で事実を全て明かさせ、今後天理大学が、学内における在日韓国・朝鮮人教育を進めさせていくためにも、真の反省が求められます。

次回確認会(来年1月末頃予定)までに、集約したいと思いますのでよろしくお願いします。

<戦後補償>

「戦傷病者戦没者遺族等援護法をはじめとする戦争犠牲者援護立法の国籍条項(並びに戸籍条項)の撤廃を求める請願書」署名にご協力下さい。

第2次世界大戦中、日本軍軍人軍属として公務中に、死亡またはけがをした在日韓国・朝鮮人・台湾人に対して、謝罪と。元軍人・軍属などを補償するための一連の援護立法の国籍条項(並びに戸籍条項)を撤廃し、在日の旧植民地出身者を補償の対象とするよう求めています。

当事者の一世の方たちは、高齢になっており戦後補償の早期実現が望まれます。ご協力をお願いします。

※二つとも、集約は事務局までお願いします。

全国民闘連ニュース購読のお願い

全国民闘連ニュースの購読ありがとうございます。

全国民闘連ニュースは、全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、いろんな角度からの意見交換を進める機関誌として発行してきました。これらの輪をさらに広げていくためにはより多くの方々に購読をお願いしたいと思います。是非、購読をお願い致します。

[購読料] 年間3,000円

送金方法 郵便振替「大阪9-76163民族差別と闘う連絡協議会」

全国民闘連事務所移転のお知らせ

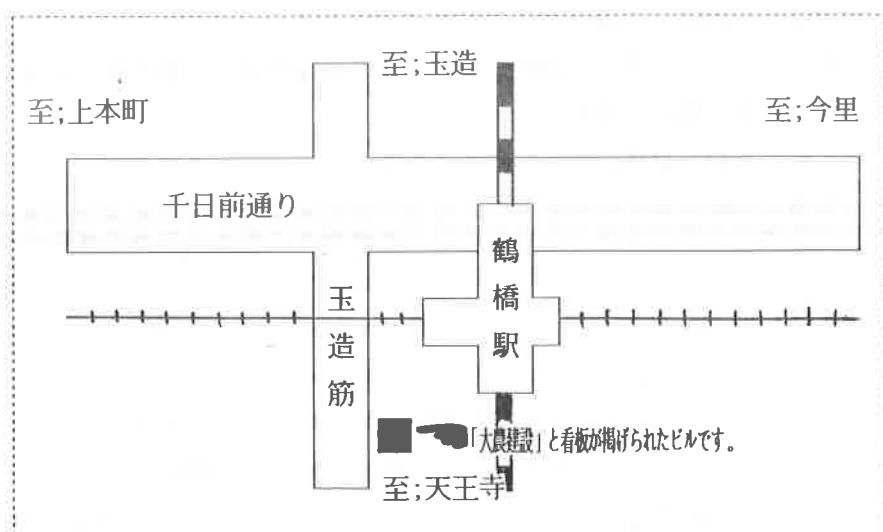
全国民闘連の事務所が下記のところに移転しました。

住所変更の程よろしくお願い申し上げますとともに、新事務所になり気持ちをあらたにして民族差別撤廃運動に取り組みたいと思いますので、これからもご協力をよろしくお願いします。

旧住所 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3階8号
TEL 06-972-1608
FAX 06-973-5666

新住所

〒543 大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル東上町401号
TEL 06-775-2185
FAX 06-775-2160



※なお、在日韓国・朝鮮人問題学習センターも同時に移転しておりますので
よろしくお願いします。TEL 06-775-4301